

事務連絡
令和8年6月22日

地域医療支援病院 開設者 殿

岡山県保健医療部医療政策課長

地域医療支援病院の業務報告書の提出方法及び様式例の変更について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

地域医療支援病院の業務報告書については、医療法（昭和23年法律第205号）第12条の2に基づき、県において、毎年10月5日までに医療機関からの提出を受け、報告書の内容を公表することとされております。

今般、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正（令和8年4月1日施行）により、県への業務報告書の提出が、電磁的方法の利用又は書面に限ることとされたところです。

これを受け、令和8年度から、医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：G-MIS）による報告を開始します。

また、G-MISでの提出に対応した業務報告書の様式例に改正しておりますので、令和7年度業務報告からは、別紙を用いてご報告くださいますようお願いいたします。

なお、本通知については、次の岡山県ホームページに掲載していることを申し添えます。

記

1. 岡山県医療政策課 医療提供体制確保の取組 地域医療支援病院について

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-110699.html>

【担当】

岡山県保健医療部医療政策課 金崎

電話：086-226-7403

メール：mayuko_kanazaki@pref.okayama.lg.jp